

佐賀県訓令甲第3号

本 庁
現 地 機 関
労働委員会事務局

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

佐賀県知事 山 口 祥 義

(佐賀県公印規程の一部改正)

第1条 佐賀県公印規程(昭和42年佐賀県訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(公印の新調、改刻及び廃止)</p> <p>第7条 本庁の課長(佐賀県行政組織規則(平成28年佐賀県規則第20号)第21条第3項に規定する事務局長を含む。以下同じ。)及び現地機関の長は、公印を新調し、又は改刻しようとするときは、あらかじめ公印新調(改刻)承認願(様式第1号)により総務部長の承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(職務代行の場合の公印の使用)</p> <p>第10条 部(局)長、出納局長、課長、<u>佐賀県行政組織規則第23条第2項に規定する推進監若しくは現地機関の長(以下「部(局)長等」という。)</u>に事故がある場合又は部(局)長等が欠けた場合において、当該部(局)長等以外の職員が事務取扱等を命ぜられ、当該部(局)長等の職務を代行するときは、当該部(局)長等の公印を使用するものとする。</p>	<p>(公印の新調、改刻及び廃止)</p> <p>第7条 本庁の課長及び現地機関の長は、公印を新調し、又は改刻しようとするときは、あらかじめ公印新調(改刻)承認願(様式第1号)により総務部長の承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(職務代行の場合の公印の使用)</p> <p>第10条 部(局)長、出納局長、課長若しくは現地機関の長(以下「部(局)長等」という。)に事故がある場合又は部(局)長等が欠けた場合において、当該部(局)長等以外の職員が事務取扱等を命ぜられ、当該部(局)長等の職務を代行するときは、当該部(局)長等の公印を使用するものとする。</p>

(佐賀県文書規程の一部改正)

第2条 佐賀県文書規程(昭和55年佐賀県訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁 <u>肥前さが幕末維新博事務局(以下「事務局」という。)</u>、佐賀県部設置条例(平成28年佐賀県条例第9号)第1条に規定する部及び佐賀県行政組織規則(平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。)第4条第1項に規定する出納局(以下「出納局」という。)をいう。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 課 <u>事務局、組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター並びに調整監からなる組織をいう。</u></p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(7) 部長 <u>部の長及び組織規則第21条第3項に規定する事務局長(以下「事務局長」という。)</u>をいう。</p> <p>(8) 課長 <u>課の長(事務局長を除く。)</u>及び調整監をいう。<u>ただし、調整監は、調整監からなる組織が置かれた場合に限る。</u></p> <p>(9)～(22) 略</p> <p>(文書主任)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 文書主任は、本庁にあっては庶務を担当する係長(庶務を担当する係長が置かれていない課にあっては<u>事務局長又は課長が所属職員のうちから指名する者</u>)を、所にあっては庶務を担当する所</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁 佐賀県部設置条例(平成28年佐賀県条例第9号)第1条に規定する部及び佐賀県行政組織規則(平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。)第4条第1項に規定する出納局(以下「出納局」という。)をいう。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 課 <u>組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに調整監からなる組織をいう。</u></p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(7) 部長 部の長をいう。</p> <p>(8) 課長 <u>組織規則第23条第1項に規定する課長及びセンター長、調整監(調整監からなる組織が置かれた場合に限る。)</u>並びに<u>推進監(推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。)</u>をいう。</p> <p>(9)～(22) 略</p> <p>(文書主任)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 文書主任は、本庁にあっては庶務を担当する係長(庶務を担当する係長が置かれていない課にあっては課長が所属職員のうちから指名する者)を、所にあっては庶務を担当する所の課長(庶務</p>

改正前	改正後
<p>の課長（庶務を担当する所の課長が置かれていない所にあつては所長が所属職員のうちから指名する者）をもって充てる。</p> <p>3 文書主任が不在のときは、<u>事務局長</u>、課長又は所長が所属職員のうちから指名する者がその職務を代行することができる。</p> <p>（文書取扱者）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 文書取扱者は、<u>事務局長</u>、課長又は所長が所属職員のうちから指名する。</p> <p>（決裁区分の表示）</p> <p>第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、部長専決事項については「丙」、情報統括監専決事項、医療統括監専決事項、局長専決事項、理事専決事項、<u>次長専決事項</u>、副部長専決事項、副局長専決事項、政策総括監専決事項及び出納局長専決事項については「丙」、<u>推進監専決事項</u>、課長専決事項及び調整監専決事項については「丁」、室長専決事項、国民保護・防災対策監専決事項、団体検査・指導監専決事項、<u>マネージャー専決事項</u>、副課長専決事項、副センター長専決事項及び副室長専決事項については「丁」、係長専決事項については「丁」の表示をしなければならない。</p> <p>（保存期間）</p> <p>第44条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>事務局長</u>、主務課長及び所長は、保管文書及び保存文書について、保存期間を定める法令が改正された場合その他保存期間を変更する必要がある場合は、保存期間を延長し、又は短縮することができる。</p>	<p>を担当する所の課長が置かれていない所にあつては所長が所属職員のうちから指名する者）をもって充てる。</p> <p>3 文書主任が不在のときは、課長又は所長が所属職員のうちから指名する者がその職務を代行することができる。</p> <p>（文書取扱者）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 文書取扱者は、課長又は所長が所属職員のうちから指名する。</p> <p>（決裁区分の表示）</p> <p>第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、部長専決事項については「丙」、情報統括監専決事項、医療統括監専決事項、局長専決事項、理事専決事項、副部長専決事項、副局長専決事項、政策総括監専決事項、<u>調整監専決事項</u>、<u>企業立地総括監専決事項</u>及び出納局長専決事項については「丙」、<u>課長（調整監を除く。）専決事項</u>については「丁」、室長専決事項、国民保護・防災対策監専決事項、団体検査・指導監専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項及び副室長専決事項については「丁」、係長専決事項については「丁」の表示をしなければならない。</p> <p>（保存期間）</p> <p>第44条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 主務課長及び所長は、保管文書及び保存文書について、保存期間を定める法令が改正された場合その他保存期間を変更する必要がある場合は、保存期間を延長し、又は短縮することができる。</p>

改正前	改正後
<p>(完結文書の公文書館長への引継ぎ)</p> <p>第45条 <u>事務局長、主務課長及び所長</u>は、第43条第2項の規定に基づき公文書館長が保存する完結文書については、年度整理のものは完結年月日の属する年度の翌年度の7月31日までに、暦年整理のものは完結年月日の属する年の翌年の3月31日までに保存文書引継目録(様式第8号)及び件名目次を添えて、公文書館長に引き継がなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(保存文書の返還)</p> <p>第47条 <u>事務局長、主務課長及び所長</u>は、事務処理上特に自ら保管する必要が生じた保存文書については、公文書館長の承認を得て返還を受けることができる。この場合において、<u>事務局長、主務課長及び所長</u>は、保存文書返還目録(様式第11号)を公文書館長に提出しなければならない。</p> <p>2 公文書館長は、前項の規定により保存文書の返還を承認したときは、保存文書返還目録を添えて当該保存文書を<u>事務局長、主務課長又は所長</u>に返還するとともに、保存文書引継目録にその旨を記載しなければならない。</p> <p>3 <u>事務局長、主務課長及び所長</u>は、前項の規定による返還を受けたときは、保存文書引継目録にその旨を記載するとともに、保存文書返還目録に受領印を押して公文書館長に返送しなければならない。</p> <p>(保管文書の廃棄)</p> <p>第48条 <u>事務局長、主務課長及び所長</u>は、保存期間が満了した保管文書を廃棄しようとするときは、廃棄予定簿冊目録(様式第12号)を作成し、これを公文書館長に提出しなければならない。この場合において、公文書館長から佐賀県公文書館条例(平成24年佐賀</p>	<p>(完結文書の公文書館長への引継ぎ)</p> <p>第45条 主務課長及び所長は、第43条第2項の規定に基づき公文書館長が保存する完結文書については、年度整理のものは完結年月日の属する年度の翌年度の7月31日までに、暦年整理のものは完結年月日の属する年の翌年の3月31日までに保存文書引継目録(様式第8号)及び件名目次を添えて、公文書館長に引き継がなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(保存文書の返還)</p> <p>第47条 主務課長及び所長は、事務処理上特に自ら保管する必要が生じた保存文書については、公文書館長の承認を得て返還を受けることができる。この場合において、<u>事務局長、主務課長及び所長</u>は、保存文書返還目録(様式第11号)を公文書館長に提出しなければならない。</p> <p>2 公文書館長は、前項の規定により保存文書の返還を承認したときは、保存文書返還目録を添えて当該保存文書を主務課長又は所長に返還するとともに、保存文書引継目録にその旨を記載しなければならない。</p> <p>3 主務課長及び所長は、前項の規定による返還を受けたときは、保存文書引継目録にその旨を記載するとともに、保存文書返還目録に受領印を押して公文書館長に返送しなければならない。</p> <p>(保管文書の廃棄)</p> <p>第48条 主務課長及び所長は、保存期間が満了した保管文書を廃棄しようとするときは、廃棄文書目録(様式第12号)を作成し、これを公文書館長に提出しなければならない。この場合において、公文書館長から佐賀県公文書館条例(平成24年佐賀県条例第7号)</p>

改正前	改正後												
<p>県条例第7号)第1条に規定する歴史的文書(以下「歴史的文書」という。)として保存する必要があるものとして文書の引継ぎを求められたときは、当該文書を公文書館長に引き継ぐものとする。</p> <p>2 <u>事務局長</u>、主務課長及び所長は、前項の規定により公文書館長に引き継ぐものを除き、保存期間の満了した保管文書を速やかに廃棄するものとする。</p> <p>(保存文書の廃棄)</p> <p>第49条 公文書館長は、保存文書が保存期間を満了したときは、廃棄予定簿冊目録を作成し、<u>事務局長</u>、主務課長又は所長に保存期間を延長しない旨の確認を得なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>別表第2(第23条関係)</p> <p style="text-align: center;">文書発信者名</p> <p>1 本庁</p> <table border="1" data-bbox="235 869 1102 1212"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発信者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17~19 略</td> <td><u>推進監</u>、課長(室長の専決に係る文書にあっては室長)又は<u>調整監</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	区分	発信者名	略		17~19 略	<u>推進監</u> 、課長(室長の専決に係る文書にあっては室長)又は <u>調整監</u>	<p>第1条に規定する歴史的文書(以下「歴史的文書」という。)として保存する必要があるものとして文書の引継ぎを求められたときは、当該文書を公文書館長に引き継ぐものとする。</p> <p>2 主務課長及び所長は、前項の規定により公文書館長に引き継ぐものを除き、保存期間の満了した保管文書を速やかに廃棄するものとする。</p> <p>(保存文書の廃棄)</p> <p>第49条 公文書館長は、保存文書が保存期間を満了したときは、廃棄文書目録を作成し、主務課長又は所長に保存期間を延長しない旨の確認を得なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>別表第2(第23条関係)</p> <p style="text-align: center;">文書発信者名</p> <p>1 本庁</p> <table border="1" data-bbox="1160 869 2027 1212"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発信者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17~19 略</td> <td>課長(室長の専決に係る文書にあっては室長)</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	区分	発信者名	略		17~19 略	課長(室長の専決に係る文書にあっては室長)
区分	発信者名												
略													
17~19 略	<u>推進監</u> 、課長(室長の専決に係る文書にあっては室長)又は <u>調整監</u>												
区分	発信者名												
略													
17~19 略	課長(室長の専決に係る文書にあっては室長)												

(佐賀県電子署名規程の一部改正)

第3条 佐賀県電子署名規程(平成14年佐賀県訓令甲第11号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 部長、課長、室長、電子署名及び電子施行 佐賀県文書規程（昭和55年佐賀県訓令甲第1号。以下「文書規程」という。）第2条に定めるところによる。<u>ただし、課長については、佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号）第23条第2項に規定する推進監を含むものとする。</u></p> <p>(2)～(9) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 部長、課長、室長、電子署名及び電子施行 佐賀県文書規程（昭和55年佐賀県訓令甲第1号。以下「文書規程」という。）第2条に定めるところによる。</p> <p>(2)～(9) 略</p>

(佐賀県電子メール取扱規程の一部改正)

第4条 佐賀県電子メール取扱規程（平成25年佐賀県訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所属アドレスで送受信した電子メールの管理)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 所属アドレス管理者は、必要に応じ文書規程第6条第3項に規定する事務局長、課長又は所長が所属職員のうちから指名する者に、前項に規定する管理を行わせることができる。</p>	<p>(所属アドレスで送受信した電子メールの管理)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 所属アドレス管理者は、必要に応じ文書規程第6条第3項に規定する課長又は所長が所属職員のうちから指名する者に、前項に規定する管理を行わせることができる。</p>

(佐賀県職員表彰規程の一部改正)

第5条 佐賀県職員表彰規程（昭和31年佐賀県訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第3条 表彰は、次に掲げる者が行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号）第21条第</u></p>	<p>第3条 表彰は、次に掲げる者が行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 各部長（各部に属しない者に係る第4条第3項の表彰者は、</p>

改正前	改正後
3項に規定する事務局長又は各部長（各部に属しない者に係る第4条第3項の表彰者は、政策部長とする。）	政策部長とする。）

（佐賀県行政審査規程の一部改正）

第6条 佐賀県行政審査規程（昭和34年佐賀県訓令甲第32号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（行政審査員）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 審査員は、<u>佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号）第21条第3項に規定する事務局長、各部長及び会計管理者が指名する者及び知事が特に任命する者をもって充てる。</u></p> <p>（審査の対象及び方法）</p> <p>第3条 審査は、本庁の部、<u>肥前さが幕末維新博事務局及び現地機関（以下「部等」という。）の事務の執行状況及び職員の服務状況について、書類及び実地により、総合的又は部分的に行う。</u></p>	<p>（行政審査員）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 審査員は、各部長及び会計管理者が指名する者及び知事が特に任命する者をもって充てる。</p> <p>（審査の対象及び方法）</p> <p>第3条 審査は、本庁の部及び現地機関（以下「部等」という。）の事務の執行状況及び職員の服務状況について、書類及び実地により、総合的又は部分的に行う。</p>

（佐賀県事務処理改善委員会規程の一部改正）

第7条 佐賀県事務処理改善委員会規程（昭和34年佐賀県訓令甲第33号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（組織）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員は、<u>佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号）第21条第3項に規定する事務局長、各部長及び会計管理者が指名する者及び知事が特に任命する者をもって充てる。</u></p>	<p>（組織）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員は、各部長及び会計管理者が指名する者及び知事が特に任命する者をもって充てる。</p>

改正前	改正後
<p>(協力員)</p> <p>第6条 委員会が所掌事務を処理するに当たり、これに必要な協力をさせるため、本庁の課(センターを含む。)<u>肥前さが幕末維新博事務局</u>及び現地機関(以下「課等」という。)に事務処理改善協力員(以下「協力員」という。)を置く。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(協力員)</p> <p>第6条 委員会が所掌事務を処理するに当たり、これに必要な協力をさせるため、本庁の課(センターを含む。)及び現地機関(以下「課等」という。)に事務処理改善協力員(以下「協力員」という。)を置く。</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県職員被服類貸与規程の一部改正)

第8条 佐賀県職員被服類貸与規程(昭和55年佐賀県訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																														
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規程において「所属長」とは、本庁各課等(肥前さが幕末維新博事務局並びに佐賀県行政組織規則(平成28年佐賀県規則第20号)第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンターをいう。以下同じ。)の長、現地機関(知事の事務部局で本庁各課等以外の機関をいう。)の長及び労働委員会事務局長をいう。</p> <p>別表第1(第2条、第7条、第8条)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>被貸与者</th> <th colspan="3">貸与品</th> </tr> <tr> <th>職員の範囲</th> <th>品目</th> <th>数量</th> <th>貸与期間(年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 統一した被服類の着用を</td> <td>(1) 略</td> <td rowspan="2">略</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(2) <u>有田窯業大学校で教務を担当する職員</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	被貸与者	貸与品			職員の範囲	品目	数量	貸与期間(年)	1 統一した被服類の着用を	(1) 略	略			(2) <u>有田窯業大学校で教務を担当する職員</u>	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規程において「所属長」とは、本庁各課等(佐賀県行政組織規則(平成28年佐賀県規則第20号)第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンターをいう。以下同じ。)の長、現地機関(知事の事務部局で本庁各課等以外の機関をいう。)の長及び労働委員会事務局長をいう。</p> <p>別表第1(第2条、第7条、第8条)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>被貸与者</th> <th colspan="3">貸与品</th> </tr> <tr> <th>職員の範囲</th> <th>品目</th> <th>数量</th> <th>貸与期間(年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 統一した被服類の着用を</td> <td>(1) 略</td> <td rowspan="2">略</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(2) <u>窯業技術センターで窯業人材育成業務に従事する職員</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	被貸与者	貸与品			職員の範囲	品目	数量	貸与期間(年)	1 統一した被服類の着用を	(1) 略	略			(2) <u>窯業技術センターで窯業人材育成業務に従事する職員</u>
区分		被貸与者	貸与品																												
	職員の範囲	品目	数量	貸与期間(年)																											
1 統一した被服類の着用を	(1) 略	略																													
	(2) <u>有田窯業大学校で教務を担当する職員</u>																														
区分	被貸与者	貸与品																													
	職員の範囲	品目	数量	貸与期間(年)																											
1 統一した被服類の着用を	(1) 略	略																													
	(2) <u>窯業技術センターで窯業人材育成業務に従事する職員</u>																														

改正前					改正後												
要する職にある職員	(3)~(6) 略				要する職にある職員	(3)~(6) 略											
	2 被服類の汚損が著しい職にある職員	(1)~(4) 略				2 被服類の汚損が著しい職にある職員	(1)~(4) 略										
		(5) 林業課及び森林整備課で森林管理業務に従事する職員	夏作業服A (上、下)	1			3	(5) 林業課で森林管理業務に従事する職員	夏作業服A (上、下)	1	3						
			冬作業服A (上、下)	1			3		冬作業服A (上、下)	1	3						
			地下足袋	1			1		登山靴	1	3						
	(6)~(8) 略					(6) 森林整備課で森林管理業務に従事する職員				夏作業服A (上、下)	1	3	冬作業服A (上、下)	1	3		
	(9) 農業技術防除センターで専門技術の普及指導業務に従事する職員	夏作業服A (上、下)	1	3		(10) 農業技術防除センターで専門技術の普及指導業務に従事する職員	夏作業服B (上、下)	1	2	(7)~(9) 略	(10) 農業技術防除センターで専門技術の普及指導業務に従事する職員	冬作業服A (上、下)	1	3	冬作業服B (上、下)	1	2
		冬作業服A (上、下)	1	3			(11) 略	(12) 農林業研究補助業務に従事する職員並びに農林業業務に従事する農業技術員及び技術員	略								
	(10) 略					(11) 略											
	(11) 農業業務に従事する農業技術員	略				(12) 農林業研究補助業務に従事する職員並びに農林業業務に従事する農業技術員及び技術員	略										
(12) 畜産業務に従事する農業技術員	略				(13) 畜産業研究補助業務に従事する職員	略											

改正前			改正後		
				並びに畜産業務に従事する農業技術員及び技術員	
	(13)～(25) 略			(14)～(26) 略	
3～6 略			3～6 略		
注1・注2 略			注1・注2 略		
別表第2(第13条関係)			別表第2(第13条関係)		
共用被服類		備考	共用被服類		備考
品目	共用期間(年)		品目	共用期間(年)	
略	略		略	略	
ゴム長靴	2		ゴム長靴	2	
雨がっぱ	2		登山靴	3	
略	略		雨がっぱ	2	
			略	略	

(佐賀県職員安全衛生管理規程の一部改正)

第9条 佐賀県職員安全衛生管理規程(平成元年佐賀県訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(定義)	(定義)
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 略	(1) 略
(2) 本庁 <u>肥前さが幕末維新博事務局</u> (以下「事務局」という。)、 <u>佐賀県部設置条例</u> (平成28年佐賀県条例第9号)第1条に規定する部及び佐賀県行政組織規則(平成28年佐賀県規則第20号)。	(2) 本庁 <u>佐賀県部設置条例</u> (平成28年佐賀県条例第9号)第1条に規定する部及び佐賀県行政組織規則(平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。)第4条第1項に規定する出

改正前	改正後
<p>以下「組織規則」という。)第4条第1項に規定する出納局並びに労働委員会事務局をいう。</p> <p>(3) 課 <u>事務局</u>、組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター並びに労働委員会事務局をいう。</p> <p>(4) 略</p>	<p>納局並びに労働委員会事務局をいう。</p> <p>(3) 課 組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター並びに<u>推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織</u>並びに労働委員会事務局をいう。</p> <p>(4) 略</p>

(佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程の一部改正)

第10条 佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程(平成17年佐賀県訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																														
<p>(勤務する場所及び担当事務)</p> <p>第2条 肥前さが幕末維新博事務局、部、局、課、センター若しくは室又は現地機関(以下「所属」という。)の所在する場所以外の場所で勤務させる職員の勤務する場所及び担当事務は、次に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">所属名</th> <th style="width: 20%;">勤務する場所</th> <th style="width: 60%;">担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td><u>佐賀県税事務所</u></td> <td><u>武雄市</u></td> <td><u>徴収金(地方税法(昭和25年法律第226号)第48条に規定する市町民税に係る徴収金を含む。)及び過料の徴収に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td><u>流通・通商課</u></td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所属名	勤務する場所	担当事務	略			<u>佐賀県税事務所</u>	<u>武雄市</u>	<u>徴収金(地方税法(昭和25年法律第226号)第48条に規定する市町民税に係る徴収金を含む。)及び過料の徴収に関すること。</u>	略			<u>流通・通商課</u>	略		<p>(勤務する場所及び担当事務)</p> <p>第2条 部、局、課、センター若しくは室又は現地機関(以下「所属」という。)の所在する場所以外の場所で勤務させる職員の勤務する場所及び担当事務は、次に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">所属名</th> <th style="width: 20%;">勤務する場所</th> <th style="width: 60%;">担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td><u>さが創生推進課</u></td> <td><u>唐津市</u></td> <td><u>地域振興に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td><u>流通・貿易課</u></td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所属名	勤務する場所	担当事務	略			<u>さが創生推進課</u>	<u>唐津市</u>	<u>地域振興に関すること。</u>	略			<u>流通・貿易課</u>	略	
所属名	勤務する場所	担当事務																													
略																															
<u>佐賀県税事務所</u>	<u>武雄市</u>	<u>徴収金(地方税法(昭和25年法律第226号)第48条に規定する市町民税に係る徴収金を含む。)及び過料の徴収に関すること。</u>																													
略																															
<u>流通・通商課</u>	略																														
所属名	勤務する場所	担当事務																													
略																															
<u>さが創生推進課</u>	<u>唐津市</u>	<u>地域振興に関すること。</u>																													
略																															
<u>流通・貿易課</u>	略																														

(佐賀県職員研修規程の一部改正)

第11条 佐賀県職員研修規程(平成17年佐賀県訓令甲第14号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(推進員の設置)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 推進員は、本庁にあっては<u>マネージャー</u>、副課長又は副センター長、現地機関にあっては総務課長又はこれに相当する職にある者のうちから所属長が指名する。</p> <p>(研修担当者)</p> <p>第39条 所属長は、職員を効果的に研修に参加させるため、本庁にあっては<u>マネージャー</u>、副課長又は副センター長、現地機関にあっては総務課長又はこれに相当する職にある者のうちから研修担当者を定めて、次に掲げる事務を所掌させるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(推進員の設置)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 推進員は、本庁にあっては副課長又は副センター長、現地機関にあっては総務課長又はこれに相当する職にある者のうちから所属長が指名する。</p> <p>(研修担当者)</p> <p>第39条 所属長は、職員を効果的に研修に参加させるため、本庁にあっては副課長又は副センター長、現地機関にあっては総務課長又はこれに相当する職にある者のうちから研修担当者を定めて、次に掲げる事務を所掌させるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

(佐賀県本庁決裁等規程の一部改正)

第12条 佐賀県本庁決裁等規程 (平成28年佐賀県訓令甲第7号) の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 部長 佐賀県行政組織規則 (平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。) <u>第21条第3項に規定する事務局長 (以下「事務局長」という。)</u>、同条第1項に規定する部長及び組織規則第26条第1項に規定する局長 (以下「出納局長」という。) をいう。</p> <p>(4) 課長 組織規則第23条第2項に規定する推進監 (以下「推進</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 部長 佐賀県行政組織規則 (平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。) <u>第21条第1項に規定する部長及び組織規則第26条第1項に規定する局長 (以下「出納局長」という。)</u> をいう。</p> <p>(4) 課長 組織規則第23条第1項に規定する課長及びセンター</p>

改正前	改正後
<p>監」という。)並びに同条第1項に規定する課長及びセンター長をいう。</p> <p>(5) 副課長 組織規則第24条第1項に規定する<u>マネージャー</u>、副課長及び副センター長をいう。</p> <p>(6) 略 (副知事等の専決)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号に定める者は、部長が専決することができる事務のうち、部長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>組織規則第22条第2項に規定する次長(以下「次長」という。)</u></p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>4～7 略 (部長等の代決者)</p> <p>第11条 別表第2及び別表第3に定める部長が専決することができる事務について、部長が不在のときは、<u>肥前さが幕末維新博事務局にあっては事務局長があらかじめ指名する次長又は当該事務を担当する推進監が</u>、各部にあっては部長があらかじめ指名する副部長又は当該事務を担当する課長若しくは室長が、出納局にあっては当該事務を担当する課長がその事務を代決することができる。</p> <p>2～5 略</p>	<p>長をいう。</p> <p>(5) 副課長 組織規則第24条第1項に規定する副課長及び副センター長をいう。</p> <p>(6) 略 (副知事等の専決)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号に定める者は、部長が専決することができる事務のうち、部長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) <u>企業立地総括監</u></p> <p>(9) <u>推進監</u></p> <p>(10) 略</p> <p>4～7 略 (部長等の代決者)</p> <p>第11条 別表第2及び別表第3に定める部長が専決することができる事務について、部長が不在のときは、各部にあっては部長があらかじめ指名する副部長又は当該事務を担当する課長若しくは室長が、出納局にあっては当該事務を担当する課長がその事務を代決することができる。</p> <p>2～5 略</p>

改正前			改正後		
<p>6 次長又は副部長が専決することができる事務について、次長又は副部長が不在のときは、当該事務を担当する課長、<u>調整監</u>又は室長がその事務を代決することができる。</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>9 調整監が専決することができる事務について、調整監が不在のときは、政策部長があらかじめ指名する副部長がその事務を決裁するものとする。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p>			<p>6 副部長が専決することができる事務について、副部長が不在のときは、当該事務を担当する課長（<u>SAGAスポーツピラミッド構想に関する事務については、推進監</u>）又は室長がその事務を代決することができる。</p> <p>7 略</p> <p>8 <u>企業立地総括監が専決することができる事務について、企業立地総括監が不在のときは、企業立地課長がその事務を代決することができる。</u></p> <p>9 略</p> <p>10 調整監が専決することができる事務について、調整監が不在のときは、政策部長がその事務を決裁するものとする。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p>		
事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容	事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容
旅行命令に関する事務	副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、 <u>次長</u> 、副部長、副局長、政策総括監、課長、 <u>調整監</u> 及び出納局長	自己の旅行命令に関すること	旅行命令に関する事務	副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、 <u>調整監</u> 、 <u>企業立地総括監</u> 、課長、 <u>推進監</u> 及び出納局長	自己の旅行命令に関すること
	課長	課（ <u>肥前さが幕末維新博事務局を含む。以下この表において同じ。</u> ）又はセンターに所属する職員の旅行命令に関する		課長	課又はセンターに所属する職員の旅行命令に関すること

改正前			改正後		
		こと		推進監	特定政策組織(推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。以下同じ。)に所属する職員の旅行命令に関すること
			時間外勤務の命令に関する事務	課長	課又はセンターに所属する職員の時間外勤務の命令に関すること
				推進監	特定政策組織に所属する職員の時間外勤務の命令に関すること
年次休暇等の願の処理に関する事務	副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、次長、副部長、副局長、政策総括監、課長、調整監及び出納局長	自己の年次休暇等の処理に関すること	年次休暇等の願の処理に関する事務	副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、調整監、企業立地総括監、課長、推進監及び出納局長	自己の年次休暇等の処理に関すること
	課長	略		課長	略
				推進監	特定政策組織に所属する職員の年次休暇等の処理に関すること
週休日の振	会計管理者、部長、情報	自己の週休日の振替に	週休日の振	会計管理者、部長、情報	自己の週休日の振替に

改正前			改正後		
替に関する事務	統括監、医療統括監、局長、 <u>理事</u> 、 <u>次長</u> 、副部長、副局長、政策総括監、課長、 <u>調整監</u> 及び出納局長	関すること	替に関する事務	統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、 <u>調整監</u> 、 <u>企業立地総括監</u> 、課長、 <u>推進監</u> 及び出納局長	関すること
	課長	略		課長	略
時間外勤務代休時間の指定に関する事務	課長	略	時間外勤務代休時間の指定に関する事務	課長	略
				<u>推進監</u>	<u>特定政策組織に所属する職員の週休日の振替に関すること</u>
休日の代休日の指定に関する事務	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、 <u>理事</u> 、 <u>次長</u> 、副部長、副局長、政策総括監、課長、 <u>調整監</u> 及び出納局長	自己の休日の代休日の指定に関すること	休日の代休日の指定に関する事務	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、 <u>調整監</u> 、 <u>企業立地総括監</u> 、課長、 <u>推進監</u> 及び出納局長	自己の休日の代休日の指定に関すること
	課長	略		課長	略
宿日直勤務の命令に関	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局	自己の宿日直勤務の命令に関すること	宿日直勤務の命令に関	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局	自己の宿日直勤務の命令に関すること
				<u>推進監</u>	<u>特定政策組織に所属する職員の休日の代休日の指定に関すること</u>

改正前			改正後		
する事務	長、理事、次長、副部長、 副局長、政策総括監、課 長、調整監及び出納局長		する事務	長、理事、副部長、副局 長、政策総括監、調整監、 企業立地総括監、課長、 推進監及び出納局長	
	課長	略		課長	略
			推進監	特定政策組織に所属す る職員の宿日直勤務の 命令に関すること	

別表第2（第4条、第5条関係）

事務の種類	知事の決 裁を受け るべき事 務	副知事専 決事務	部長専決 事務	課長専決 事務
1 事務管理 に関する 事務	県政の基 本方針及 び重要な 計画の決 定に關す ること		部（肥前さ が幕末維 新博事務 局を含む。 以下この 表におい て同じ。） の施策及 び事業の 基本的な 方針を決 定するこ と	事務の実 施に關す ること
2～20 略				

別表第2（第4条、第5条関係）

事務の種類	知事の決 裁を受け るべき事 務	副知事専 決事務	部長専決 事務	課長専決 事務
1 事務管理 に関する 事務	県政の基 本方針及 び重要な 計画の決 定に關す ること		部の施策 及び事業 の基本的 な方針を 決定する こと	事務の実 施に關す ること
2～20 略				

改正前					改正後				
別表第3（第4条、第5条関係）					別表第3（第4条、第5条関係）				
所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	部長専決事務	課長専決事務	所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	部長専決事務	課長専決事務
略					略				
新幹線・地域交通課	交通政策に関する事務	略			交通政策課	交通政策に関する事務	略		
新幹線・地域交通課	運転代行業に関する事務	略			交通政策課	運転代行業に関する事務	略		
					交通政策課	鉄道に係る施策の企画及び調整並びに鉄道沿線地域の振			鉄道に係る施策の企画及び調整並びに鉄道沿線地域の振

改正前					改正後				
						<u>興に関する事務</u>			<u>興に関する事務を処理すること</u>
<u>新幹線・地域交通課</u>	<u>新幹線の活用に関する事務</u>	<u>新幹線の活用に係る基本方針に関すること</u>	<u>新幹線の活用に関すること</u>	<u>新幹線の活用に関する事務を処理すること</u>	<u>交通政策課</u>	<u>新幹線に関する事務</u>	<u>新幹線に係る基本方針に関すること</u>		<u>新幹線に関する事務を処理すること</u>
<u>新幹線・地域交通課</u>	<u>新幹線の整備の推進に関する事務</u>	<u>新幹線の整備の推進に係る基本方針に関すること</u>	<u>新幹線の整備計画の推進に関すること</u>	<u>新幹線の整備計画の推進に関する事務を処理すること</u>					
<u>新幹線・地域交通課</u>	<u>新幹線の整備に伴う関連地域の振興に関する事務</u>	<u>新幹線の整備に伴う関連地域の振興に係る基本方針に関すること</u>	<u>新幹線の整備に伴う関連地域の振興に関すること</u>	<u>新幹線の整備に伴う関連地域の振興に関する事務を処理すること</u>					

改正前					改正後				
通課									
港湾課	港湾の整備及び管理に関する事務	略			港湾課	港湾の整備及び管理に関する事務	略		
	略					略			
文化課	文化（ <u>文化財の保護を除く。高齢者及び障害者に係る文化を含む。</u> ）に関する事務			文化（ <u>文化財の保護を除く。高齢者及び障害者に係る文化を含む。</u> ）に係る事務を処理すること	文化課	文化（高齢者及び障害者に係る文化を含む。）に関する事務			<u>1 文化（文化財を除く。高齢者及び障害者に係る文化を含む。）に係る事務を処理すること</u> <u>2 文化財に関する指導及び助言に関すること</u> <u>3 指定文化財の管理及び修理についての指揮監督等に関するこ</u>

改正前					改正後					
										と
										4 指定文
										化財の現
										状変更等
										の許可に
										関すること
										と
										5 指定文
										化財の公
										開の許可
										等に関する
										こと
										6 文化財
										の調査等
										に関する
										こと
										7 佐賀県
										文化財保
										護審議会
										に関する
										事務を処
										理すること
										と
										8 佐賀県
										文化財保
										護指導委
										員事務の
										実施に関

改正前					改正後				
									すること <u>9 埋蔵文</u> <u>化財の調</u> <u>査のため</u> <u>の発掘に</u> <u>係る届出</u> <u>等に係る</u> <u>事務を処</u> <u>理するこ</u> <u>と</u> <u>10 埋蔵文</u> <u>化財の調</u> <u>査以外の</u> <u>目的によ</u> <u>る埋蔵文</u> <u>化財包蔵</u> <u>地の発掘</u> <u>に係る届</u> <u>出及び通</u> <u>知に係る</u> <u>事務を処</u> <u>理するこ</u> <u>と</u> <u>11 埋蔵物</u> <u>として提</u> <u>出された</u> <u>物件の文</u> <u>化財とし</u>

改正前					改正後				
									<u>ての認定に係る事務を処理すること</u> <u>12 その他文化財に関する事務を処理すること</u>
					文化課	銃砲刀剣類の審査登録に関する事務			銃砲刀剣類の登録等に係る事務を処理すること
					文化課	世界遺産、無形文化遺産及び日本遺産に関する事務			<u>1 世界遺産に係る事務を処理すること</u> <u>2 無形文化遺産に係る事務を処理すること</u> <u>3 日本遺産に係る事務を処理すること</u>

改正前					改正後				
									と
文化課	フィルムコミッションに関する事務	略			文化課	フィルムコミッションに関する事務	略		
略					略				
スポーツ課	体育施設に関する事務			体育施設に係る事務を処理すること	スポーツ施設に関する事務(SAGAサンライズパーク整備推進課の分掌する事務に関する部分を除く。)				スポーツ施設に係る事務を処理すること
スポーツ課	スポーツコミッションに関する事務	略			スポーツ課	スポーツコミッションに関する事務	略		
国民スポーツ大会	国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会に関する事務			国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会に係る事務を処理すること					

改正前					改正後				
会・全国障害者スポーツ大会推進課									
					S A G A サンライズパニク	スポーツ施設の整備等に関する事務			スポーツ施設の整備等に関する事務を処理すること

改正前					改正後				
					整備推進課				
					国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会総務企	国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会(以下「国民スポーツ大会等」という。)の総合的な企画及び調整に関する事務			国民スポーツ大会等の総合的な企画及び調整に関する事務を処理すること

改正前					改正後				
					画 課				
					国 民 ス ポ ー ツ 大 会 ・ 全 国 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会 総 務 企 画 課	国民スポーツ大会等の 広報、県民運 動、募金及び 企業協賛に 関する事務			国民スポーツ大会等の 広報、県民運 動、募金及び 企業協賛に 関する事務 を処理する こと
					国	全国障害者			全国障害者

改正前					改正後				
					民 ス ポ ー ツ 大 会 ・ 全 国 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会 総 務 企 画 課	ス ポ ー ツ 大 会 の 競 技 会 等 の 運 営 に 関 する 事 務			ス ポ ー ツ 大 会 の 競 技 会 等 の 運 営 に 関 する 事 務 を 処 理 す る こ と
					国 民 ス ポ ー ツ 大 会 の 競 技 会 等 の 運 営 に 関 する	国 民 ス ポ ー ツ 大 会 の 競 技 会 等 の 運 営 に 関 する			国 民 ス ポ ー ツ 大 会 の 競 技 会 等 の 運 営 に 関 する

改正前					改正後				
					ニッ 大会 ・全 国障 害者 スポ ニッ 大会 競技 式典 課	事務			事務を処理 すること
					国民 スポ ニッ 大	国民スポ ーツ大会等 の式典に 関する 事務			国民スポ ーツ大会等 の式典に 関する 事務を 処理 すること

改正前						改正後				
						会・全 国障 害者 スポ ーツ 大会 競技 式典 課				
						国民 スポ ーツ 大会 ・全	国民ス ポ ー ツ大 会等 の 施設 に関 する 事務			国民ス ポ ー ツ大 会等 の 施設 に関 する 事務 を 処 理す ること

改正前						改正後				
						国 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会 競 技 式 典 課				
							国 民 ス ポ ー ツ 大 会 ・ 全 国 障 害	国 民 ス ポ ー ツ 大 会 等 の 輸 送 、 交 通 、 宿 泊 、 医 事 、 衛 生 、 警 備 及 び 消 防 に 関 する 事 務		

改正前					改正後				
					者 ス ポ ニ ツ 大 会 競 技 式 典 課				
観 光 課	観光施策に 関する事務	略			観 光 課	観光施策に 関する事務	略		
略					略				
観 光 課	観光宣伝に 関する事務	略			観 光 課	観光宣伝に 関する事務	略		
観 光 課	競輪開催届 に関する事 務			競輪開催届 を進達する こと					
観 光 課	総合保養地 域整備法に 基づくリゾ ート構想に 関する事務	略			観 光 課	総合保養地 域整備法に 基づくリゾ ート構想に 関する事務	略		
略					略				

改正前					改正後				
循環型社会推進課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（一般廃棄物に限る。）に関する事務		一般廃棄物処理施設設置許可の取消しに関すること	1～6 略 7 一般廃棄物の保管、収集運搬若しくは処分又は処理施設の構造若しくは維持管理に係る報告の徴収に関すること 8・9 略	循環型社会推進課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（一般廃棄物に限る。）に関する事務		一般廃棄物処理施設設置許可の取消しに関すること	1～6 略 7 一般廃棄物の保管、収集、 <u>運搬</u> 若しくは処分又は処理施設の構造若しくは維持管理に係る報告の徴収 <u>及び立入検査</u> に関すること 8・9 略
循環型社会推進課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（産業廃棄物に限る。）に関する事務		1～4 略	1～12 略 13 産業廃棄物の保管、収集運搬若しくは処分又は処理施設の構造若しくは維持管理に係る報	循環型社会推進課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（産業廃棄物に限る。）に関する事務		1～4 略	1～12 略 13 産業廃棄物の保管、収集、 <u>運搬</u> 若しくは処分又は処理施設の構造若しくは維持管理に係る

改正前					改正後				
				告の徴収 に関する こと 14～21 略 22 産業廃 棄物の保 管、収集運 搬又は処 分の方法 の変更そ の他必要 な措置命 令に關す ること					報告の徴 収及び立 入検査に 關するこ と 14～21 略 22 産業廃 棄物の保 管、収集、 運搬又は 処分の方 法の変更 その他必 要な改善 命令に關 すること 23 産業廃 棄物の保 管、収集、 運搬又は 処分によ る支障の 除去等の 措置命令 に關する こと
					循環	廃棄物の処 理及び清掃			1 有害使 用済機器

改正前					改正後					
					型 社 会 推 進 課	に関する法 律（有害使用 済機器に限 る。）に関す る事務				保管等の 届出の受 理に關す ること 2 有害使 用済機器 の保管、収 集、運搬若 しくは処 分又は処 理施設の 構造若し しくは維持 管理に係 る報告の 徴収及び 立入検査 に關する こと 3 有害使 用済機器 の保管、収 集、運搬又 は処分の 方法の変 更その他 必要な改 善命令に

改正前					改正後				
									<u>関すること</u> 4 <u>有害使用済機器の保管、収集、運搬又は処分による支障の除去等の措置命令に関すること</u>
循環型社会推進課	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に関する事務	略			循環型社会推進課	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に関する事務	略		
略					略				
医務課	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館に関すること	1 略 2 理事長及び監事の任命に関すること	1 <u>中期目標の策定に関すること</u> 2 <u>中期計画の認可に関する</u>		医務課	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館に関すること	1 略 2 理事長、 <u>監事及び地方独立行政法人佐賀県医療センタ</u>		

改正前					改正後					
				こと <u>3・4</u> 略				一 好生館 評価委員 の任命に 関すること	<u>1・2</u> 略	
								<u>3</u> 中期目 標の策定 に関する こと		
								<u>4</u> 中期計 画の認可 に関する こと		
								<u>5</u> 業務実 績の評価 に関する こと		
略					略					
経営 支援 課	中小企業の 経営支援及 び商業・サー ビス業に係 る施策に関 する事務	略			経営 支援 課	中小企業の 経営支援及 び商業・サー ビス業に係 る施策に関 する事務	略			
経営 支援	地場産業の 振興に関する 事務			地場産業に 関する調査、 研究及び指 導に関する						

改正前				改正後			
課				こと			
経営支援課	伝統的地場 産品産地の 指導育成に 関する事務			伝統的地場 産品産地の 指導育成に 関する事務 を処理する こと			
経営支援課	伝統的工芸 品に関する 事務		1 伝統的 工芸品の 指定に関 すること 2 伝統的 工芸品の 振興計画 の策定に 関すること	1 伝統的 工芸品産 地の指導 育成に関 すること 2 伝統的 工芸品の 流通情報 の収集に 関すること 3 伝統的 工芸品の 販路開拓 及び販売 促進に関 すること			
経営支援	信用保証協 会に関する 事務	略			経営支援	信用保証協 会に関する 事務	略

改正前			改正後		
課			課		
略			略		
流通・通商課	県産品の流通対策に関する事務	略	流通・貿易課	県産品の流通対策に関する事務	略
流通・通商課	卸売市場に関する事務	略	流通・貿易課	卸売市場に関する事務	略
流通・通商課	輸出水産物製造事業場に関する事務	略	流通・貿易課	輸出水産物製造事業場に関する事務	略
流通・通商課	米穀等の流通に関する事務	略	流通・貿易課	米穀等の流通に関する事務	略
流通	農産物検査の監視業務	略	流通	農産物検査の監視業務	略

改正前			改正後			
・ <u>流通</u> ・ <u>通商課</u>	に関する事務		に関する事務			
	国際経済に関する事務	略	国際経済に関する事務	略		
			<u>流通</u> ・ <u>貿易課</u>	<u>地場産業の振興に関する事務</u>		<u>地場産業に関する調査、研究及び指導に関すること</u>
			<u>流通</u> ・ <u>貿易課</u>	<u>伝統的地場産品産地の指導育成に関する事務</u>		<u>伝統的地場産品産地の指導育成に関する事務を処理すること</u>
		<u>流通</u> ・ <u>貿易課</u>	<u>伝統的工芸品に関する事務</u>	1 <u>伝統的工芸品の指定に関すること</u> 2 <u>伝統的工芸品の</u>	1 <u>伝統的工芸品産地の指導育成に関すること</u> 2 <u>伝統的</u>	

改正前					改正後				
								振興計画の策定に関すること	工芸品の流通情報の収集に関すること
									3 伝統的工芸品の販路開拓及び販売促進に関すること
農政企画課	総合施策に関する事務	略			農政企画課	総合施策に関する事務	略		
略					略				
生産者支援課	農業保険に関する事務		1～3 略	1～10 略 11 農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の危険段階別の共済掛金率を	生産者支援課	農業保険に関する事務		1～3 略	1～10 略

改正前					改正後				
				認可すること 12 農作物 共済の組合員等の 当然加入 基準を定めること					
略					略				
農地整備課	土地改良財産に関する事務			1 略 2 土地改良財産の管理に関すること	農地整備課	国及び県が所有する土地改良財産（海岸保全施設を除く。）に関する事務			1 略 2 国及び県が所有する土地改良財産の管理に関すること
略					略				
農地整備課	県営及び団体営の農業農村整備事業の採択申請に関する事務	略			農地整備課	県営及び団体営の農業農村整備事業の採択申請に関する事務	略		
					林業課	森林・林業施策の企画及び調整に関する事務			森林・林業施策の企画及び調整に関すること

改正前					改正後				
林業課	県営林の経営及び管理に関する事務	略			林業課	県営林に関する事務	略		
略					略				
林業課	木材及び特用林産物に関する事務	略			林業課	木材及び特用林産物に関する事務	略		
林業課	林業技術の普及及び指導並びに林業改良指導員に関する事務		林業普及基本計画の決定に関すること	林業普及指導事業実施計画に関すること					
林業課	森林整備及び種苗に関する事務				林業課	森林整備及び種苗に関する事務(森林整備課の分掌する事務に関する部分を除く。)			1 森林経営計画等の認定、指導及び援助に関すること 2 造林関係事業の指導及び助成に関すること 3 造林関係事業の計画及び

改正前					改正後				
				<u>1～15 略</u> <u>16 造林関係事業の指導及び助成に関すること</u> <u>17 造林関係事業の計画及び実施に関すること</u>					<u>実施に関すること</u> <u>4～18 略</u>
林業課	森林害虫等の防除に関する事務	略			林業課	森林害虫等の防除に関する事務	略		
					林業課	森林の適切な経営管理の促進に関する事務			森林の適切な経営管理の促進に関すること
森林整備課	森林計画に関する事務		地域森林計画の決定及び変更に関すること	<u>1～8 略</u> <u>9 森林経営計画等の認定、指導及び援助に関すること</u> <u>10・11 略</u>	森林整備課	森林計画に関する事務		地域森林計画の決定及び変更に関すること	<u>1～8 略</u> <u>9・10 略</u>

改正前				改正後			
森林整備課	森林の <u>基盤整備</u> に関する事務			1 森林の <u>基盤整備</u> の計画及び実施に関すること 2・3 略	森林整備課	林道及び森林の <u>整備</u> に関する事務（ <u>林業課の分掌する事務に関する部分を除く。</u> ）	1 林道及び森林の <u>整備</u> の計画及び実施に関すること 2・3 略
略				略			
建築住宅課	佐賀県福祉のまちづくり条例に関する事務			1 条例に基づく適合証の交付に関すること 2・3 略	建築住宅課	佐賀県福祉のまちづくり条例に関する事務	1 条例に基づく適合証の交付に関すること（ <u>現地機関の長が専決できるものを除く。</u> ） 2・3 略
略				略			

（佐賀県職員の職務発明等に関する規程の一部改正）

第13条 佐賀県職員の職務発明等に関する規程（平成2年佐賀県訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（定義） 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該	（定義） 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該

改正前	改正後
<p>各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 課 <u>肥前さが幕末維新博事務局並びに佐賀県行政組織規則</u>（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンターをいう。</p> <p>(3)～(13) 略</p>	<p>各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 課 佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンターをいう。</p> <p>(3)～(13) 略</p>

（佐賀県職員提案制度要綱の一部改正）

第14条 佐賀県職員提案制度要綱（昭和34年佐賀県訓令甲第34号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（予備審査）</p> <p>第8条 総務部長は、提案を受理したときは、これを予備審査のため、提案事項を所管する課長、<u>センター長又は佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号）第21条第3項に規定する事務局長</u>（以下「所管課長等」という。）に送付しなければならない。</p> <p>（採用提案の実施）</p> <p>第10条 知事は、採用に決定した提案（以下「採用提案」という。）について、関係部長（<u>肥前さが幕末維新博事務局にあっては、事務局長</u>）に必要な措置を講ずることを指示する。</p>	<p>（予備審査）</p> <p>第8条 総務部長は、提案を受理したときは、これを予備審査のため、提案事項を所管する課長又はセンター長（以下「所管課長等」という。）に送付しなければならない。</p> <p>（採用提案の実施）</p> <p>第10条 知事は、採用に決定した提案（以下「採用提案」という。）について、関係部長に必要な措置を講ずることを指示する。</p>

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。